

横浜市請負工事設計変更ガイドラインの主な改定箇所（新旧対照表）

令和6年4月

頁	章	旧（令和5年4月）	新（令和6年4月）
4	3	<p>1 基本的事項 （省略）</p> <p>ただし、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。（変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、設計変更をする前（指示前）に契約部に必ず相談すること。）</p> <p>（省略）</p> <p>□監督員指示を行った場合には、当該指示に対する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 150,000,000 円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20%以内であること。 ・請負金額が 150,000,000 円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 30,000,000 円以内であること。 	<p>1 基本的事項 （省略）</p> <p>ただし、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。（変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、監督員指示はできません。契約第一課に必ず相談すること。）</p> <p>（省略）</p> <p>□監督員指示を行った場合には、当該指示に対する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 300,000,000 円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20%以内であること。 ・請負金額が 300,000,000 円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 60,000,000 円以内であること。
16	6	<p>6 施工条件明示について</p> <p>改正品確法の第6条（発注者の責務）第5項において、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」とされています。</p> <p>（省略）</p>	<p>6 施工条件明示について</p> <p>改正品確法の第7条第1項第7号において、施工条件等の明示に係る発注者の責務について規定されています。</p> <p>（省略）</p>